

# 農業用軽油引取税免税証の交付申請について

農作業に使用する軽油は、免税証の交付を受けることにより、軽油引取税が免税になります。  
平成23年分の免税証の交付申請を受け付けますので、希望の方は申請してください。

## 1. 期日、受付時間および受付場所

受付日	受付時間	受付場所	地 域
1月6日(木)	9:00~11:50/13:00~15:00	下都賀庁舎第1別館	栃木
1月7日(金)			
1月14日(金)			
1月20日(木)	9:30~11:50/13:00~15:00	JAしもつけ大平地区営農 経済センター	大平 (南地区・富田)
1月21日(金)			大平 (東地区・下皆川・西山田)
1月25日(火)	9:30~11:50/13:00~15:00	三鴨地区公民館	藤岡 (三鴨地区)
1月26日(水)		藤岡福祉センター	藤岡 (藤岡・赤麻地区)
1月27日(木)		部屋地区公民館	藤岡 (部屋地区)
1月11日(火)	9:30~11:50/13:00~15:00	都賀総合支所	都賀 (家中地区)
1月12日(水)			都賀 (赤津地区)

## 2. 申請の際に必要なもの

個人で交付申請する場合		共同で交付申請する場合	
継 続	新規および使用者証更新	継 続	新規および使用者証更新
1. 免税軽油使用者証 2. 印鑑 3. 耕作証明書 ※耕作面積が変わった場合 4. 免税軽油の引取り等に 係る報告書 (納品書又は領収書を添付。写しでも可)	1. 耕作証明書 2. 免税軽油使用者証 3. 手数料 420円 4. 印鑑 5. 免税軽油の引取り等に 係る報告書 (納品書又は領収書を添 付。写しでも可) ※新規の方は上記2および5 は必要ありません。 (注②参照)	1. 免税軽油使用者証 2. 代表者の印鑑 3. 全員の耕作証明書 ※耕作面積が変わった場 合又は脱退した使用者 がいる場合 (注③参照) 4. 全員の免税軽油の引 取り等に係る報告書 (納品書又は領収書を 添付。写しでも可)	1. 全員の耕作証明書 2. 免税軽油使用者証 3. 手数料 420円 4. 全員の印鑑 5. 全員の免税軽油の引取り 等に係る報告書 (納品書又は領収書を添 付。写しでも可) ※新規の方は上記2および5 は必要ありません。 (注②参照)

注① 免税軽油使用者証に登録されている使用機械に変更(入れ替え、新規購入等)がある場合には、「メーカー名」、「型式」、「馬力」を控えて申請してください。

② 今回初めて申請される方についても、使用機械のメーカー名・型式・馬力を控えて申請してください。

③ 共同交付申請で継続の場合であっても使用者が追加になる場合には、新規扱いとなります。

④ 新規申請および交付数量の増加を希望される方は、後日交付となります。

⑤ 国税および地方税の滞納処分を受けた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。

⑥ 「農作業のうち基幹的な作業のすべての委託を受けて農作業を行う方」についても免税の対象となりました。基幹的な作業とは、専ら機械を使用して行われるものをいい、そのすべての委託を受けて農作業を行う方が対象です。申請には農業委員会が発行する証明書および農作業受委託契約書(写し)が必要です。なお、証明は即日発行できませんので、受委託している方は、事前に農業委員会へ連絡ください。

※大平・藤岡・都賀地域では、受付場所で耕作証明書(以前軽油免税申請をした方の分)を交付します。なお、初めて申請される方・初めて共同で申請される方は各総合支所産業振興課で耕作証明書をとお越してください。

※都合の悪い方は、各地域の都合の良い日又は、栃木地域の会場で受け付けますのでご利用ください。

※耕作証明書手数料：1件につき200円

問合せ 栃木県税事務所免税軽油担当 ☎23-3416/栃木市農業委員会 ☎21-2526